

グルっとぐんま旅行者応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 群馬県知事(以下「知事」という。)は、県内の旅行者及び貸切バス・タクシー事業者に対し、旅行者が安心して参加できる旅行商品の造成・催行と貸切バス・タクシーの運行に必要な経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則(昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条に規定する観光庁長官の登録、または旅行者等が旅行者と締結する契約等に関する規則(平成21年内閣府・国土交通省令第1号)に規定する群馬県知事の登録を受けた、群馬県内に事業所または営業所がある旅行者(以下「旅行者」という。)

(2) 群馬県内に事業所または営業所を置き、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条に基づき一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた貸切バスを提供する事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた貸切タクシーを提供する事業者(以下「貸切バス・タクシー事業者」という。)

2 前項の規定に関わらず、暴力団排除条例(平成22年条例第51号)に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当する事業者は、本補助金の交付申請を行うことができない。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、次の各号に掲げる全てを満たす事業を行うために必要な経費であって、別表に掲げる経費のうち、群馬県知事が必要かつ適当と認めるものとする。

(1) 貸切バスまたはタクシーを利用すること。

(2) 県内の飲食・観光・体験・宿泊等のうち2つ以上の要素を行程に組み込んだ旅行商品を造成・催行すること。

2 前項に掲げる補助金の額、補助上限額については別表のとおりとする。

3 補助金の交付を受けようとする事業者が、旅行者と貸切バス・タクシー事業者を兼ねている場合は、それぞれの事業者として交付を受けることができる。

4 新型コロナウイルス感染症の拡大等、旅行催行が困難であると知事が認める場合には、旅行商品の造成・募集までに係る経費を補助するものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書(様式第1号)により、知事が別に定める期日までに申請しなければならない。

2 事業実施主体は交付申請にあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税及び消費税法の一部を改正する法律(平成6年法律第109号)及び地方税法の一部を改正する法律(平成6年法律第111号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条に規定する申請書の提出があった場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、書面により通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

(申請の取下げ)

第6条 前条第1項の規定による決定を受けた補助事業者が、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同項の規定による交付の決定を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更等の承認の申請)

第7条 補助事業者は、第5条第1項の交付決定を受けた事業について変更を要する場合は、あらかじめ、変更交付申請書(様式第2号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次項に定める軽微な変更の場合にあっては、この限りではない。

2 前項の規定における軽微な変更とは、次に掲げる各号に定める場合以外の変更をいう。

(1) 補助事業の内容を著しく変更する場合

(2) 補助金額(合計額)の20パーセント以上を変更する場合

3 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(指示及び検査)

第8条 知事は補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査の他、現地調査等を行うことができる。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了から30日を経過した日または令和4年10月14日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第4号)により、知事に報告しなければならない。

2 前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の確定)

第11条 知事は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に書面により通知するものとする。

(補助金の支払)

第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 交付決定を受けた者が、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はその他法令、これに基づく処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要が無くなった場合

2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は第4条2項ただし書きにより交付申請を行い、第10条第1項の実績報告書を提出した後において、消費税等の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定後、グルっとぐんま旅行者応援事業補助金に係る消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書(様式第6号)により、速やかに、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全額又は一部の返還を求めるものとする。

(補助金の経理等)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月17日から施行する。

この要綱は、令和4年3月25日から施行する。

別表（第3条関係）

対象者	対象経費（補助率 10/10）	補助金額
<p>旅行業者（第1条第1項第1号に該当する者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光庁長官登録（第1種旅行業者） ・群馬県知事登録（第2種・第3種・地域限定旅行業者） 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅行商品造成経費（企画費、視察費、会議費等） ・募集経費（広告宣伝費、販売促進費等） ・催行経費（感染防止対策費等） 	<p>旅行商品1件当たり10万円</p> <p>※対象となる経費が10万円に満たない場合は、対象経費分とする。</p> <p>※補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。</p>
<p>貸切バス・タクシー事業者（第1条第1項第2号に該当する者）</p> <p>※上記の旅行業者が造成・催行する旅行商品に組み込まれた事業者に限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・催行経費（感染防止対策費等） ・バス料金の差額（貸切バスの運賃・料金制度における上限額と下限額の範囲内において調整される金額） 	<p>貸切バス・タクシー1台当たり5万円/日（上限10万円）</p> <p>※対象となる経費が5万円/日に満たない場合は、対象経費分とする。</p> <p>※補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。</p>

※人件費、宿泊費、飲食費等は対象外とする。また、支出証拠書類等により負担したことを明確に示せない経費、公金の使途として社会通念上適切でない経費は補助対象外とする。